

通 報

大ト協第40号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 アルコールインターロック装置導入促進助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では飲酒運転防止に効果がある「吹込み式アルコールインターロック装置」の取付に対し、その導入経費の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしく願いいたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・ 装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります
(新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入を対象とします。ただし、見積書(もしくは注文書)に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。)
- ・ 必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で**即時受付を終了**といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、**予めご承知おきください。**

2. 助成額・上限台数

1装置あたり機器取得価格の1/2、最大5万円(消費税・取付工賃等は助成対象外)とし、**1事業者あたり15台を上限とする。**

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

3. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別表 令和8年度アルコールインターロック助成事業対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

4. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両 (大阪・和泉・なにわ・堺) に導入する場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)装置については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。(装置装着済中古車両の購入等を含む)
- **令和8年4月1日以降、装着・支払いが完了した装置を助成対象とします。**

5. 必要書類

- ① 令和8年度アルコールインターロック装置導入促進助成金交付申請書 (兼誓約書) (様式1)
- ② アルコールインターロック装置導入助成金申請内訳書 兼 装置装着証明書 (様式2)
- ③ 請求書等の写し (※4月1日以降に発行のもの)
※新車導入時に装着の場合は車両の見積書の写し (納入予定が令和8年度であること) もしくは注文書の写し
※必ず導入機器の型式・税抜き本体価格 (工賃を除く) が明記されたもの。
※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額に合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)
- ④ 領収書の写し
 - 購入の場合
 - ・ 領収書・振込明細書・支払明細書等の写し等**支払完了がわかるもの (支払日以降に印刷・発行されたもの)**。※振込予約済み時点での書類は不可とします。
領収日・支払日が令和8年4月1日以降のもの。
 - 新車導入時におけるリース契約・割賦契約の場合
 - ・ **契約書の写し (リース契約書・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しも添付してください。)**
 - ・ 振込明細書・支払明細書等、機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの (支払日以降に印刷・発行されたもの)。振込予約済み時点での書類は不可とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。
 また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項】の写し

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、
必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

※記入を訂正する際、当該箇所を二重線で消してください。

なお、金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙を使用してください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

6. 注意事項

- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後となります。請求書・領収書等の日付が助成対象期間外の場合は助成いたしません。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は**申請書類に不備・不足がない状態**で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や（郵送中等）、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

申請先【郵送先】ならびにお問合せ先
 〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
 (一社)大阪府トラック協会 業務部 宛
 お問合せ電話番号 (06) 6965-4036

別表 令和8年度アルコールインターロック助成事業対象装置一覧

令和8年4月1日現在

装置メーカー名	装置名称	型式
秋田県貿易	アルコ・インターロック Pro	F I T228-LC
東海電子	ALC-ZERO	T-A L C-L K 1 0 0 (カメラなし、SDなし)
	ALC-ZERO II	T-A L C-L K 2 0 0 (カメラ、SDあり)